

今日のセミナー

PART1

妊娠中・産後のカラダを守ってくれる制度

PART2

妊娠・出産でもらえるお金を知ろう

PART1 妊娠中・産後のカラダを 守ってくれる制度

- 妊婦検診は勤務時間内に受けられる
- 通勤緩和・つわり休暇
- 時間外・休日・深夜労働の免除
- 産前産後休業
- 育児休業
- 復職後の子育てを応援する制度

産前・産後休業の基礎

◇産前休業

出産予定日の6週間前から
パート・アルバイト・派遣など全ての方
任意です（休業しない場合は出産手当×）
退職する方もOK

◇産後休業

出産翌日から8週間
パート・アルバイト・派遣など全ての方
最低6週間は**強制**

大抵無給なので・・・**代わりに出産手当金**

育児休業の基礎①

- 1歳未満の子どもを養育する男女
- 最長2年（昨年10月から）
保育所が見つからなかった場合など
- 一人の子どもに対して一回
ただし父親のみ2回OK

育児休業給付金

- 雇用保険の被保険者に対して
開始から180日目まで67%
181日目から1歳まで50%

（要件）

育休前の2年間のうちで、1ヶ月に11日以上働いた月が12ヶ月以上ある
就業している日数が各支給単位期間ごとに10日以下である

育児休業の基礎②

(契約社員、派遣社員、パート・アルバイト)

取得要件

- 同一の事業主に1年以上雇用
- 1歳の誕生日以降も雇用が見込まれる
- 2歳の誕生日2日前までに雇用期間が一度満了し、その後の更新が見込まれる

そもそも取得できない方

- ①雇用期間1年未満
- ②1年以内に雇用契約が終了
- ③週2日以下の労働
- ④日雇い

復職後の子育てを応援する制度

- 育児時間・短時間勤務制度
- 残業・時間外労働・深夜労働の免除
- 子供の看護休暇（小学校就学前まで）

Q原職復帰は「絶対」できるの??

Q管理職でも制度は使えるの??

PART2

妊娠・出産でもらえるお金を知ろう

- 妊婦検診費用
- 出産育児一時金
- 出産手当金
- 育児休業給付金

- 傷病手当金
- 児童手当
- 小児医療証（小学校卒業まで）

手続き一覧

- ① 妊娠がわかったら→妊娠届、妊婦検診クーポン
産院が決まったら→出産育児一時金手続き
体調が悪く会社を休んだら会社へ→傷病手当申請

- ② 出産したら→出産届と一緒に児童手当申請
会社へ→出産手当・育児休業給付金・
社会保険料免除、子供の保険証申請
→保険証が届いたら区役所へ小児医療証申請

妊婦検診クーポン

合計89,000円分

市外・県外にも全国に提携先あり

提携してなくてもOKな場合あり

★払い戻し制度あり
(券面額以下・契約外の医療機関)

出産育児一時金

対象：何らかの保険に加入している全ての方
妊娠4ヶ月以上の分娩

金額：一児あたり42万円
(22週未満は39万円)

申請方法：直接支払 or 受取代理

出産手当金

無給の産前・産後休業期間中をカバー

日給の3分の2×休業日数　まとめて請求

- ・会社の健康保険に加入している方
被扶養者、任意継続者、国保は×

退職者ももらうことができます！

育児休業給付金

- ・ 雇用保険の被保険者に対して
開始から180日目まで67%
181日目から1歳まで50%

(要件)

育休前の2年間のうちで、1ヶ月に11日以上働いた月が12ヶ月以上ある
就業している日数が各支給単位期間ごとに10日以下である

知っていますか？傷病手当

妊娠悪阻や切迫流産などで会社を休んだ場合は忘れずに申請しよう！

- ・ 連続3日を含む4日以上休んだ場合
- ・ 健康保険に加入している（任意継続者は×）

4日以降の休業期間に対して支給
日給の3分の2、最長1年半まで、時効2年

申請方法：休業明けに会社へ
医師の証明書が必要

児童手当

3歳未満・・・1万5千円

3歳以上中学3年生まで・・・1万円

一人っ子で総額198万円

二人で396万円 三人で648万円

- ・ 申請しないともらえません！
- ・ 申請が遅れると、遅れた分はもらえません！
- ・ 現況届を忘れずに！

児童手当の支給申請

指定した金融機関への振込み	支給日
支給対象月	
2月・3月・4月・5月	平成29年 6月14日
6月・7月・8月・9月	平成29年 10月13日
10月・11月・12月・1月	平成30年 2月14日

- ・ 受給者 = **生計維持者** = 振込口座
- ・ 申請日 = 出生から15日以内に
- ・ 受給開始 = 出生翌月分から
- ・ 必要書類 = 認め印、預金通帳、健康保険証、マイナンバー通知カード、身分証明書

☆ **里帰り中に注意** . . . **受付は居住区の窓口**

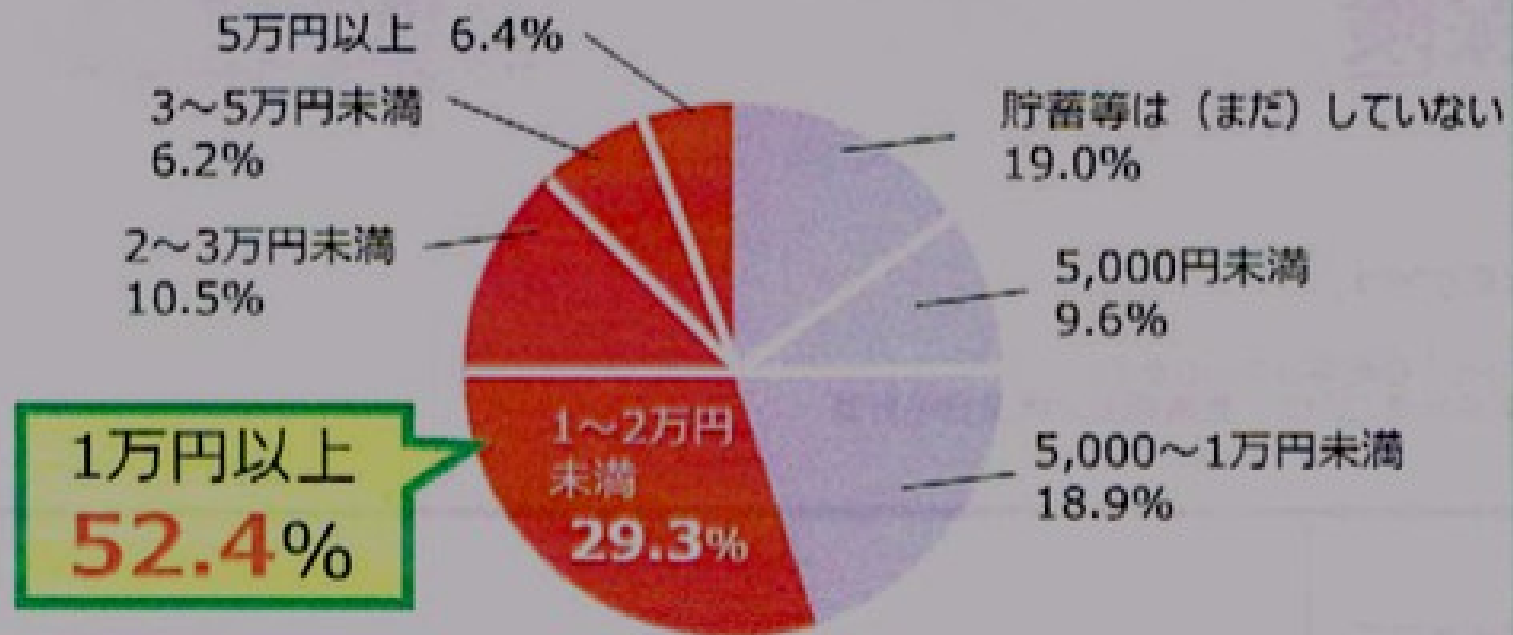
☆ **月後半の出産に注意**

児童手当の使いみち

□ 約半数の方が、月平均1万円以上の貯蓄等をしています。

● 教育資金の準備額（1カ月当たりの貯蓄額等）

出典③



医療費控除で税金を下げよう！

条件・・・家族合計の年間医療費が10万円以上
方法・・・毎年2月の確定申告
誰が・・・所得の多い方
対象費用・・・治療費、診断費、薬代、交通費

課税所得を下げる



所得税、住民税が下がる



保育料も下がる！